

平成24年(ワ)第430号 川内原発差止等請求事件
平成24年(ワ)第811号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第180号 川内原発差止等請求事件
平成25年(ワ)第521号 川内原発差止等請求事件
平成26年(ワ)第163号 川内原発差止等請求事件

原告ら準備書面11

平成26年6月27日

鹿児島地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

同 白 鳥 努

外

一 原告ら準備書面 8 にて用いた用語についての説明

(1) 多重性 (8 頁 10 行) とは、「同一の機能を有する同一の性質の系統又は機器が二つ以上あること」である。・・・「新安全基準 (設計基準) 骨子案」(原子力規制委員会の HP に掲載されているもの) 参照

(2) 多様性 (8 頁 10 行) とは、「同一の機能を有する異なる性質の系統又は機器が 2 つ以上あること」である。(「新安全基準 (設計基準) 骨子案」参照)

(3) 独立性 (8 頁 10 行) とは、「二つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないこと」である。(「新安全基準 (設計基準) 骨子案」参照)

(4) 事故シーケンス (9 頁 8 行) とは、「現実には起き得る異常や事故は、すべて発端となる事象から始まり、さまざまな経過を経て、最終的な状態に到達するところ、この事象進展のすじみちの 1 つ 1 つ」のことである。(「旧組織等の情報」「第 2 節 安全審査における「設計基準事象」の考え方」(原子力規制委員会の HP 内) 参照。なお、アドレスは以下のとおり。
<http://www.nsr.go.jp/archive/nsc/hakusyo/hakusho03/2-1-2.htm>)

(5) フィルタベント (13 頁 2 行) とは、「事故時の格納容器内の内圧上昇を抑制し、放射性物質の放出量を大幅に低減させる」ことである。(九州電力 HP プレスリリース「当社原子力発電所の更なる安全性・信頼性向上への取組みについて (免震重要棟、格納容器フィルタ付ベント装置の設置など)・別紙格納容器フィルタ付ベント装置」参照)

(6) 希ガス (13 頁 2 行) とは、ヘリウム、アルゴン、キセノン、クリプトンなど 18 属の元素のことであり、電子配置が閉殻構造となっているため、安定な物質である。

二 原告ら準備書面 8 における誤記の訂正

(1) 「外部電源計」(1 5 頁 6 行及び 7 行) → 「外部電源系」

(2) 「玄海原発」(2 1 頁下から 3 行) → 「川内原発」